

(仮称) 名張市学校給食センター整備運営事業実施計画 (案)、実施方針 (案) 及び要求水準書 (案) について

1. 概要

本市の中学校給食の実施については、令和8年5月28日の全員協議会において、センター方式（PFI手法※）で3,000食規模の給食センターを整備し、中学校のみでなく、運営当初から一部の小学校も対象に含めることとし、3,000食の範囲の中で児童生徒数の推移を鑑みて16年間で小学校14校を給食室が老朽化した学校から順次給食センターに集約するという方針について、説明させていただいたところです。

今回、この方針に基づき、事業実施計画（案）を作成するとともに、令和6年度に中学校のみ2,500食の給食センター整備運営事業を計画した際に作成した、事業者の募集に係る実施方針（案）及び要求水準書（案）の修正を行いましたので報告いたします。

なお、これらの案は、学識経験者を含む「(仮称) 名張市中学校給食センター整備運営事業者選定委員会」や民間事業者からのご意見等を踏まえ、本年10月（予定）の募集要項の公表に向けて精査を行います。

※PFI手法…PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づく手法の一つ。施設の建設後に所有権が民間事業者から市に移り、運営を民間事業者が行う方式のことをいいます。

2. 事業実施計画（案）について

令和6年2月策定の「名張市中学校給食実施に係る基本計画」を踏まえながら、今回の方針及び今後の事業実施に係る施設整備計画、スケジュール、小学校の給食を集約する年次計画等について記載しています。

3. 実施方針（案）について

PFI法では、PFI事業を実施する場合、事業者の募集に先立って、実施方針を策定し、公表することとされています。

実施方針の具体的な内容としては、事業の基本的事項のほか、応募者の資格要件、選定に係る具体的な内容やスケジュール、市と事業者のリスク分担、契約に関する事項等、応募する事業者に向けて公表する事項を記載しています。

今回の方針に基づき、令和6年9月策定の「(仮称) 名張市中学校給食センター整備運営事業実施方針」から一部修正（着色部分）を行いました。

4. 要求水準書（案）について

要求水準書とは、一般的な委託業務や請負業務における仕様書に相当する文書です。要求水準書には、事業の目的の達成のために事業者に対して要求する必要最小限の業務の範囲、実施条件、水準等を記載しています。

この要求水準書（案）は、令和6年度に事業の基本計画に基づいて、関係部局の意見を反映して作成したものを今回の方針に基づき再度意見を募り、一部修正（着色部分）を行いました。

5. 事業者選定に係るスケジュール

令和8年7月29日	第4回 事業者選定委員会（各修正案に係る審議）
8月 7日	実施方針（案）・要求水準書（案）の公表、民間事業者からの意見・質問の募集開始（8月24日まで）、事前エントリー制度の受付開始
10月（予定）	募集要項等公表・参加申込開始
令和9年2月（予定）	第5回 事業者選定委員会（提案書等に係る審議）
	第6回 事業者選定委員会（事業者からのプレゼンテーション、事業者の選定）